

## 国際課税委員会第94回議事録

7月14日、国際課税委員会を開催しました。最初財務省から、OECD租税委員会京都会合の概要をうかがい、その後、山田パートナーズの三宅茂久さんと宇佐美敦子さんから、「国際相続の実務と課題」と題する報告を聞きました。

財務省の報告は以下のとおり。資料別添。

BEPSについては、「デザインからインプレメンテーションの段階に移行した」という認識だという話の後、BEPSプロジェクトの実施フェーズにおける作業の方向性やスケジュール、拡大BEPS会合についての議論が行われた。今後はワーキンググループでの作業となる。

国際相続についての報告の概要は以下のとおり。資料別添。

- ・グローバル化に伴い国際相続の件数は増加。
  - ・類型としては、別図表9ページのように、4つのパターンがある。
  - ・日本の相続税法上の課題としては、以下のものがある。
    - 第1に、Joint Account など日本にない財産の所有形態である。
    - 第2に、住所を巡る税務訴訟である。
    - 第3に、相続税法13条の債務控除の範囲の問題である。
- 最後に、国外転出時課税の問題である。  
(以下、略)

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。